

# 協 定 書

災害時等における避難者等移送の協力及び  
生活支援物資等の供給に関する協定

株式会社ホクビー

石狩市

# 災害時等における避難者等移送の協力及び生活支援物資等の 供給に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と、株式会社ホクビー（以下「乙」という。）は、石狩市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害時又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害（同法第172条第2項に定める緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

## （協力要請）

**第1条** 災害時等において、甲は乙に次の各号の要請をすることができる。

- （1）乙の所有するバスを活用した避難者等の移送
- （2）乙の保有または調達可能な食料品の供給
- （3）乙の保有または調達可能な生活用水の供給

2 前項の要請は、次の各号により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭で要請し、その後、すみやかに文書を交付するものとする。

- （1）「避難者等移送の協力要請書」（別記第1号様式）
- （2）「食料品及び生活用水供給の協力要請書」（別記第2号様式）

## （安全の確保及び実施）

**第2条** 乙は、甲から前条第2項第1項の要請を受けたときは、安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 乙は、甲から前条第2項の協力要請を受けたときは、業務に支障がない範囲において、積極的に協力するよう努めるものとする。

## （実施報告）

**第3条** 乙は第1条第2項第1号の要請により業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに「避難者等移送の協力実施報告書」（別記第3号様式）により、その状況を報告しなければならない。

2 乙は第1条第2項第2号の要請により業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに「食料品及び生活用水供給の協力実施報告書」（別記第4号様式）により、その状況を報告しなければならない。

3 乙は、緊急を要するときは、電話又は口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

## （費用負担）

**第4条** 乙が第3条第1項および第2項の実施に要した費用は、甲が負担する。

2 第3条第1項の費用は、当該業務を行うために要した人件費及び燃料費とし、甲及び乙が協議して決定する。

3 第3条第2項の費用は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して決定する。また、乙は可能な範囲での寄贈を検討するものとする。

4 甲は、乙から請求書を受領したときは、甲の会計規則等、関係法令に則り、その費用

をすみやかに支払わなければならない。

(事故等及び第三者に対する責任)

**第5条** 乙は、第1条第2項第1号の要請による業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対してすみやかにその状況を報告するものとする。

2 乙は、第1条第2項第1号の要請による業務の実施に際し、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(平常時の防災活動への協力)

**第6条** 甲及び乙は、平常時における防災活動の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、互いに可能な限り協力するものとする。

(1) 防災啓発事業及び防災教育事業

(2) 防災訓練への参加

(連絡責任者)

**第7条** この協定に関する連絡責任者は、甲においては石狩市総務部長、乙においては管理部長とする。

なお、連絡窓口は、連絡体制表(別記第5号様式)により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

(協議)

**第8条** この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

**第9条** 本協定の締結期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも異議の申出がない限り、本協定は有効期間満了の日から1年間延長するものとし、以降もこの例に従う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年4月21日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石 狩 市 長 田 岡 克 介

乙 石狩市新港西1丁目725番地1

株式会社ホクビー

代 表 取 締 役 小 川 信 夫

### 避難者等移送の協力要請書

株式会社ホクビー  
代表取締役

様

石狩市長

「災害時等における避難者等移送の協力及び生活支援物資等の供給に関する協定書」第1条第2項第1号の規定に基づき、次のとおり避難者等移送の協力を要請します。

なお、同協定第3条第1項の規定に基づき、本要請により実施した業務を報告願います。

要 請 番 号	No. 1 -		
災 害 の 状 況 及 び 協 力 を 要 す る 事 由			
必 要 と す る 車 両 数	台		
移 送 希 望 期 間 ( 日 時 )			
要 請 の 内 容	出 発 地 点	目 的 地 点	人
備 考			

**【連絡担当者】**

〒061-3292

石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市総務部総務課危機管理担当

担当：

TEL 0133-72-3190 / FAX 0133-75-2275

E-mail: kiki@city.ishikari.hokkaido.jp

年 月 日

## 食料品及び生活用水供給の協力要請書

株式会社ホクビー  
代表取締役

様

石狩市長

「災害時等における避難者等移送の協力及び生活支援物資等の供給に関する協定書」第 1 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり避難者等移送の協力を要請します。

なお、同協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、本要請により実施した業務を報告願います。

要 請 番 号	No. 2 -			
災 害 の 状 況 及 び 協 力 を 要 す る 事 由				
引 渡 希 望 日 時	年 月 日 時 分			
引 渡 希 望 場 所				
要 請 の 内 容	<input type="checkbox"/> 食料品	<input type="checkbox"/> 生活用水	希望数量	単位
備 考				

## 【連絡担当者】

〒061-3292

石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2

石狩市総務部総務課危機管理担当

担当：

TEL 0133-72-3190 / FAX 0133-75-2275

E-mail : kiki@city.ishikari.hokkaido.jp

## 避難者等移送の協力実施報告書

石狩市長 様

株式会社ホクビー  
代表取締役

「災害時等における避難者等移送の協力及び生活支援物資等の供給に関する協定書」第3条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

受領要請番号	No.1 -			
従事した車両数	台			
移送期間（日時）				
実施内容	出発地点	目的地点	走行距離	乗車人数
			約 km	
備考				

## 【連絡担当者】

〒061-3292

石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市総務部総務課危機管理担当

担当：

TEL 0133-72-3190 / FAX 0133-75-2275

E-mail : kiki@city.ishikari.hokkaido.jp

年 月 日

## 食料品及び生活用水供給の実施報告書

石狩市長 様

株式会社ホクビー  
代表取締役

「災害時等における避難者等移送の協力及び生活支援物資等の供給に関する協定書」第 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告願います。

要 請 番 号	No. 2 -			
引 き 渡 し た 日 時	年	月	日 時 分	
引 き 渡 し た 場 所				
供 給 内 容	<input type="checkbox"/> 食料品	<input type="checkbox"/> 生活用水	供給数量	単位
備 考				

**【連絡担当者】**  
〒061-3292  
石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2  
石狩市総務部総務課危機管理担当  
担当：  
TEL 0133-72-3190 / FAX 0133-75-2275  
E-mail : kiki@city.ishikari.hokkaido.jp

## 連 絡 体 制 表

甲：石狩市

		連 絡 先		
①	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
②	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
③	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	

乙：株式会社ホクビー

		連 絡 先		
①	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
②	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
③	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	